

中間指針の要点（前半）

2011年8月20日

群馬弁護士会所属 弁護士 吉野 晶

1 中間指針は被害救済にどのように役に立つのか

【正式名称】

「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力（A）損害の範囲の判定等に関する（B）中間指針」

⇒ （A）損害の範囲の判定？

【設例1】～中間指針が直接役に立つ人は、どの範囲の人か

私は、川俣町の町役場の近くの家に住んでいましたが、隣の飯舘村が高い放射線量になっているというので、自分たちの安全を確保するために群馬県に避難をしてきました。中間指針は長くて目を通すのもたいへんですが、「自主避難」という言葉が出ていたように思います。中間指針は、私たちのような地域からの自主避難の費用についても役に立つのですか。

（中間指針第3 [6～9ページ] 参照）

⇒ （B）中間指針？

⇒中間であって、最終ではないということ

⇒指針（ガイドライン）に過ぎないので、法律上の拘束力がないということ

2 中間指針は【どのような被害】救済に役立つのか

【設例2】～中間指針の損害項目でどこまで手当されているのか考える

私は、南相馬市小高区に、妻と子ども2人の家族で4人生活していました。自宅に隣接した畑に農作業場に農機具（5年前に購入したもの。ローンが終わったばかり。）を保管していました。地震による被害はなかったのですが、

その後、津波にさらわれてしまい、農作業場は全壊し、農機具は泥まみれになり、畑も一部海水をかぶってしまいました。農機具は、戸外にそのまま置いていたところ、原発事故に見舞われました。農機具や畑の土壌が放射能に汚染されました。①「原子力損害」として、②農機具の買い替え費用や③畑の除染費用は賠償されますか。

また、私たち家族は、最初家族全員で福島市内にある④体育館に避難しました。4月11日になって、群馬県での受け入れがあるということで、群馬県の⑤宿泊施設に避難して今（8月末）にいたっています。妻は、子どもの被曝を心配して心労のあまり体調を崩してしまい、⑥入院して治療を受けていた期間もありました。避難をした苦勞に対して、何か手当がされるのでしょうか。

一時立ち入りができるということで、私が代表して群馬から⑦電車に乗って出向きましたが、一時立ち入りの⑧前後1泊ずつ、近郊のホテルに宿泊しました。それでも、家族の夏物衣類まで持ち出せなかったのが、⑨夏物の衣類を購入せざるをえませんでした。このような費用はどうなるのでしょうか。

それに私たち家族は、避難してから今まで⑩収入がなく、今後の生活について目処がたちません。長男は4月から⑪新社会人として働く予定だったのですが、勤務先が原発近郊でこれもだめになってしまいました。収入の補填をしてもらえるのでしょうか。

（中間指針，第2，4[5ページ]，同第3[損害項目]参照）

<中間指針が対象としている損害の範囲>

① 「原子力損害」

<財産的価値の減少に対する手当>

② 農機具の買い替え費用

(例) 5年経っていた農機具の価値(中古) 5万/買い換えると80万かかる

泥をかぶったことで下がった価値5万/放射能汚染で下がった価値10万

③ 畑の除染費用

<避難を余儀なくされた慰謝料>

④体育館に避難していた1ヶ月

⑤宿泊施設に避難している5ヶ月

家族4人が行動をともにしていた

今後の生活の目処が立たない=まだ避難生活が続く(9月以降の慰謝料)

<生命・身体への損害>

⑥入院した治療費

<一時立ち入りに関する費用>

⑦電車（交通費）

⑧前後の宿泊費用

<生活費が避難生活によって増加した損害>

⑨夏物衣類を購入

<営業損害>

⑩収入がない

<就労できないことによる減収>

⑪4月から働く予定だったのにダメになった

【設例3】～中間指針の損害項目でどこまで手当されているのかを考える

私は、南相馬市の鹿島厚生病院に近い場所にアパートを借りて、夫と子ども1人（中学生）の家族3人で生活していました。南相馬市が3月16日に一時避難を要請したので、これに応じて、一旦は郡山市内の①ホテルに避難し、4月から群馬県の②公営住宅に受け入れてもらいました。その後、南相馬市は、4月22日、帰宅可能と判断しました。私は、戻る気持ちになれず、今日まで、群馬と南相馬を③3往復ほどして衣類や家財道具を持ち出しています。④自宅の駐車場に置いたままになっている自動車を売り払って生活の足しにしようと思いますが、放射能に汚染されているかもしれず不安です。

近所の人の中には、鹿島区に戻って生活している方もいるようですが、原発事故はまだ収束しそうもありませんし、いまだに大きな地震も頻発していて、やはりいまでも帰宅する気持ちになれません。いまは夏休みですが、子どもも群馬県の中学校に転校してやっと慣れてきたところで、再度転校させることにも抵抗があります。なにより夫が勤めていた会社が警戒区域内で事業再開のめども立ちませんから、戻ったところで生活が成り立ちません。でも、9月以降このまま避難生活をしていても、⑤賠償が打ち切られる可能性があるような話を聞かされていて、とても心配です。中間指針では、私たちの家族の問題について、どのようなことが示されているのですか。

（中間指針第3[損害項目]参照）

<南相馬市特有の問題>

⑤ 賠償が打ち切られる可能性

<避難に伴う慰謝料>

①ホテル／②公営住宅

<避難に伴う費用>

③3往復

<除染費用，財産的価値の減少>

④自宅駐車場に置いたままになっている自動車

【設例4】～中間指針で示された東京電力へのメッセージ（1）

東京電力に損害を請求するには、何が必要なのでしょう。例えば荷物を運び出したときに業者に支払った金額がわかる領収証とか、有料道路を使ったレシートとか、そんなこまごましたものは、引越しの慌しさのなかで、どこかに紛れ込んでしまったんです。資料がないと東京電力は賠償してくれないのですか。

（中間指針，第2，5[5ページ]参照）

【設例5】～中間指針で示された東京電力へのメッセージ（2）

中間指針は、私が考えていたよりも、なんだか賠償してもらえる範囲が狭そうです。私は、東京電力には、しっかり賠償してもらいたいと思っているので、指針に書いていないような損害も請求したいと思います。認めてもらえないのでしょうか。

（中間指針，「はじめに」並びに，第2，1[3～4ページ]参照）

*複雑でわかりにくい箇所もあったかと思いますが、このあと実施される個別相談の際に遠慮なく、ご質問いただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。